**○厚生労働省告示第二百八十三号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

| 在宅就業支援団体の名称 | 変更前の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更後の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人在宅就労支援事業団 | 熊本県熊本市九品寺五丁目九番一号 | 熊本県熊本市中央区九品寺五丁目九番一号 | 平成二十四年四月一日 |

**○厚生労働省告示第二百八十四号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を休止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

| 在宅就業支援団体の名称 | 在宅就業支援団体の住所 | 代表者の氏名 | 在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地 | 休止期間 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人来島会 | 愛媛県今治市北宝来町二丁目二番地十二 | 越智　一博 | 愛媛県今治市室屋町一丁目一番地八 | 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで |

**○厚生労働省告示第二百八十五号**

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十四年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

**○厚生労働省告示第二百八十六号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二の第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

**○厚生労働省告示第二百八十七号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第八号の規定に基づき、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「事業」の下に「、同法第二十一条の六の措置（同法第六条の二の第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）」を加え、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

**○厚生労働省告示第二百八十八号**

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十二条の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号中「1及び2」を「1、2又は3」に改める。

**○厚生労働省告示第二百八十九号**

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二を次のように改める。

第二　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の通則

一　地方厚生局長に対して当該届出を行う前六月間において、法第八十五条第一項、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

二　地方厚生局長に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第九十四条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十一条第一項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

第三の一の⑵中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第一号」に改め、第三に次のように加える。

七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準

当該指定通院医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長に届け出ていること。

八　医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準

⑴　当該指定通院医療機関に、統合失調症の診断及び治療に関する十分な経験を有する常勤の医師及び常勤の薬剤師が配置されていること。

⑵　薬剤による副作用が発現した場合に適切に対応するための体制が整備されていること。

九　医療観察訪問看護療養費に係る訪問看護事業型指定通院医療機関の基準等

⑴　医療観察二十四時間対応体制加算の基準

通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

⑵　医療観察二十四時間連絡体制加算の基準

通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。